

(新) 優良土壌環境事業普及促進費

15百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

市街地にある工場跡地などで土壌汚染状況の調査や対策を行う事例が急増してきており、土地の所有者等が行う自主的調査・対策(法に強制されない土壌汚染調査・対策)や、不動産鑑定などの場面などで、優良な業者選定の目安を求めるニーズが大きくなっている。そのため、土壌汚染の状況を調査する事業者、現場で浄化事業を行う事業者、掘削除去した汚染土壌を処理する事業者などについて、客観的な評価の目安を作成する。

2. 事業計画

- (1) 土壌汚染調査・対策事業者が、受注時に行う発注者への業務優良性アンケートの実態や、発注者が知りたい受注者情報を調査し整理。
- (2) 地方自治体、土地を担保とした融資実行者、土地の鑑定評価者、土地の売買仲介者が、調査又は対策実行者の信頼性、優良性などについて知りたい情報等を調査し整理。
- (3) 調査結果をもとに、優良な土壌環境事業者(土壌汚染調査又は対策(現地浄化、搬出、汚染土壌の浄化)事業者)の評価基準、評価方法、表示方法、評価結果の活用法等を検討し評価ガイドラインを作成。
- (4) 優良土壌環境事業者の認証事業の実施は、ISOの認証等と同様、国が関与せず民間事業に委ねることを想定。

平成18、19年度 実態調査、関係者の意向調査等の情報収集

平成20年度 評価基準、評価方法、表示方法、活用方法等の検討。

優良土壌環境事業者の評価ガイドラインのとりまとめ

3. 施策の効果

民間審査機関において評価ガイドラインを活用した評価又は格付け事業が行われることを通じて、優良な土壌環境事業の普及促進を図る。

優良土壌環境事業普及促進費

土壌汚染対策法

法に基づく調査・対策

指定調査機関、汚染土壌浄化認定施設

波及効果

自主的な調査・対策の急増

どのような業者が調査対策を実施しているか不明

優良な業者選定の
目安を求める声

融資実行者

土地売買仲介

調査・対策発注者

不動産鑑定

地方公共団体

中環審提言

評価ガイドラインの作成

- ・技術者の種類と数
- ・調査・対策の受注件数
- ・契約事務の透明性
- ・リスコミ実施体制 など